

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成22年7月8日(2010.7.8)

【公開番号】特開2009-116516(P2009-116516A)

【公開日】平成21年5月28日(2009.5.28)

【年通号数】公開・登録公報2009-021

【出願番号】特願2007-287367(P2007-287367)

【国際特許分類】

G 06 T 1/00 (2006.01)

A 61 B 5/117 (2006.01)

【F I】

G 06 T 1/00 4 0 0 H

A 61 B 5/10 3 2 0 C

A 61 B 5/10 3 2 0 Z

A 61 B 5/10 3 2 2

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月24日(2010.5.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像入力センサが搭載された電子機器であって、

第1の面に第1の画像入力センサが配置されているとともに、前記第1の面とは異なる

第2の面に第2の画像入力センサが配置されていることを特徴とする電子機器。

【請求項2】

前記第1の画像入力センサは、入力キーが配置された前記第1の面に配置されていることを特徴とする請求項1に記載の電子機器。

【請求項3】

前記第1の画像入力センサと前記第2の画像入力センサの他にさらに3つの画像入力センサを備え、

前記第1の面に前記第1の画像入力センサを含む4つの画像入力センサが配置されていることを特徴とする請求項2に記載の電子機器。

【請求項4】

前記第2の面は、前記第1の面に対して背面に位置していることを特徴とする請求項3に記載の電子機器。

【請求項5】

前記第1の画像入力センサ及び前記第2の画像入力センサを含む5つの画像入力センサは、人の右手の指の配列に対応するように配置されていることを特徴とする請求項4に記載の電子機器。

【請求項6】

前記第1の画像入力センサが読み取った画像及び前記第2の画像入力センサが読み取った画像を予め記憶されている指紋パターンまたは静脈パターンと比較する比較手段を備えていることを特徴とする請求項1から5の何れかに記載の電子機器。

【請求項7】

前記第2の画像入力センサは、1軸自由度、2軸自由度若しくは3軸自由度をもって又

は浮動状態となって前記第2の面に配置されていることを特徴とする請求項1から6の何れかに記載の電子機器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

以上の課題を解決するために、請求項1に係る発明によれば、

画像入力センサが搭載された電子機器であって、

第1の面に第1の画像入力センサが配置されているとともに、前記第1の面とは異なる第2の面に第2の画像入力センサが配置されていることを特徴とする電子機器が提供される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項2に係る発明によれば、前記第1の画像入力センサは、入力キーが配置された前記第1の面に配置されていることを特徴とする請求項1に記載の電子機器が提供される。

請求項3に係る発明によれば、前記第1の画像入力センサと前記第2の画像入力センサの他にさらに3つの画像入力センサを備え、前記第1の面に前記第1の画像入力センサを含む4つの画像入力センサが配置されていることを特徴とする請求項2に記載の電子機器が提供される。

請求項4に係る発明によれば、前記第2の面は、前記第1の面に対して背面に位置していることを特徴とする請求項3に記載の電子機器が提供される。

請求項5に係る発明によれば、前記第1の画像入力センサ及び前記第2の画像入力センサを含む5つの画像入力センサは、人の右手の指の配列に対応するように配置されていることを特徴とする請求項4に記載の電子機器が提供される。

請求項6に係る発明によれば、前記第1の画像入力センサが読み取った画像及び前記第2の画像入力センサが読み取った画像を予め記憶されている指紋パターンまたは静脈パターンと比較する比較手段を備えていることを特徴とする請求項1から5の何れかに記載の電子機器が提供される。

請求項7に係る発明によれば、前記第2の画像入力センサは、1軸自由度、2軸自由度若しくは3軸自由度をもって又は浮動状態となって前記第2の面に配置されていることを特徴とする請求項1から6の何れかに記載の電子機器が提供される。